

法人単位事業活動計算書

第二号第一様式

(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

(第二十三条第四項関係)

法人名：社会福祉法人廿日市福祉会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	258,371,347	260,655,962	△ 2,284,615
	老人福祉事業収益	50,468,197	49,684,553	783,644
	児童福祉事業収益			
	保育事業収益			
	障害福祉サービス等事業収益			
	生活保護事業収益			
	医療事業収益			
	〇〇収益			
	経常経費寄附金収益	130,000	605,000	△ 475,000
	その他の収益	26,400		26,400
	サービス活動収益計(1)	308,995,944	310,945,515	△ 1,949,571
	費用			
サービス活動増減の部	人件費	209,498,687	201,807,420	7,691,267
	事業費	57,775,589	61,464,351	△ 3,688,762
	事務費	22,317,902	36,278,018	△ 13,960,116
	授産事業費用			
	〇〇費用			
	利用者負担軽減額			
	減価償却費	24,487,726	22,264,525	2,223,201
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 8,529,644	△ 8,529,644	
	徴収不能額			
	徴収不能引当金繰入			
	その他の費用			
	サービス活動費用計(2)	305,550,260	313,284,670	△ 7,734,410
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	3,445,684	△ 2,339,155	5,784,839
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益			
	受取利息配当金収益	40,735	10,442	30,293
	有価証券評価益			
	有価証券売却益			
	投資有価証券評価益			
	投資有価証券売却益			
	その他のサービス活動外収益	2,106,523	2,416,411	△ 309,888
	サービス活動外収益計(4)	2,147,258	2,426,853	△ 279,595
	費用			
	支払利息	2,850,472	2,683,712	166,760
	有価証券評価損			
	有価証券売却損			
	投資有価証券評価損			
	投資有価証券売却損			
	その他のサービス活動外費用			
	サービス活動外費用計(5)	2,850,472	2,683,712	166,760
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△ 703,214	△ 256,859	△ 446,355
経常増減差額(7)=(3)+(6)		2,742,470	△ 2,596,014	5,338,484

法人単位事業活動計算書

第二号第一様式

(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

(第二十三条第四項関係)

法 人 名 : 社会福祉法人廿日市福祉会

(単位 : 円)

勘定科目			当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益			
		施設整備等寄附金収益			
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
		固定資産受贈額			
		固定資産売却益			
		その他の特別収益			
	特別収益計 (8)		0	0	0
	費用	基本金組入額			
		資産評価損			
		固定資産売却損・処分損			
国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）					
国庫補助金等特別積立金積立額					
災害損失					
その他の特別損失					
特別費用計 (9)		0	0	0	
特別増減差額 (10) = (8) - (9)		0	0	0	
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)			2,742,470	△ 2,596,014	5,338,484
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)		74,398,631	76,994,700	△ 2,596,069
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)		77,141,101	74,398,686	2,742,415
	基本金取崩額 (14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)		0	0	0
	その他の積立金積立額 (16)		204	55	149
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)		77,140,897	74,398,631	2,742,266

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。